

学校法人広島国際学院創立 100 周年記念事業募金

寄附金募集趣意書

広島国際学院は、令和 9 年 11 月 1 日をもって、創立 100 周年という大きな節目を迎えます。このように長きにわたり本学院が歩みを重ねることができたのは、地域の皆様をはじめ、これまでに巣立った約 6 万人に及ぶ卒業生、保護者、教職員、そして関係各位の皆様から賜りました温かいご支援とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

本学院は、建学の精神「教育は愛なり (Education is Love)」のもと、人を育てることを通じて社会に貢献することを使命とし、今日まで歩みを重ねてまいりました。知識や技能の修得にとどまることなく、一人ひとりの可能性に真摯に向き合い、自ら考え行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育むことこそが、本学院の教育の原点であります。

また、本学院は時代の変化を的確に捉え、教育内容の充実を図るとともに、地域社会との連携を大切に、次代を担う人材の育成に継続的に取り組んでおります。今後も、教育に込めた「愛」を礎として、学びの場としての責任と誇りを胸に、社会から信頼され、選ばれ続ける学院であるよう、教育環境のさらなる充実と発展に努めてまいります。

このたび、本学院創立 100 周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、教育環境の整備および教育活動の一層の充実を目的とした寄附金の募集を行うことといたしました。本事業を通じて、本学院の伝統を未来へと継承し、次の 100 年に向けた新たな礎を築いてまいりたいと考えております。

何卒、本学院の目指す教育理念にご理解とご賛同を賜り、格別のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月
学校法人 広島国際学院
理事長 森崎 恒夫

◆寄附金募集要項

名 称	学校法人広島国際学院創立 100 周年記念事業募金
目的 (寄附金の使途)	周年事業を記念とした学院の教育環境の振興と充実
目 標 金 額	1 億円
募 集 期 間	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日～令和 11 (2029) 年 3 月 31 日 (3 年間)
募 集 対 象	趣旨にご賛同いただける個人、法人及び団体 (在校生、卒業生、教職員、保護者、学院関係者、企業、一般有志など)
募 集 単 位	1 口 1 万円 ※1 口未満のご寄附もありがたくお受けいたします。 ※1 口以上ご寄附いただいた方は WEB 芳名録に掲載させていただきます。 (匿名希望の方を除く)。

◆申込み方法

1. オンライン (推奨) ※オンラインは令和 8 年 7 月 1 日開始

【返礼あり】

① 《個人》銘板への記載 10 万円・30 万円・50 万円・100 万円

《個人》オリジナルグッズ A 3 万円

③ 《個人》オリジナルグッズ B 2 万円

④ 《個人》オリジナルグッズ C 1 万円

⑤ 《個人》①～④のセット 16 万円

⑥ 《グループ》銘板への記載 (クラス: ○○年度○科△年□組、部活動: ○○年度卒△△部 など)
30 万円

【返礼品不要 (ご寄附のみ)】

⑦ 《個人》1 万円・2 万円・3 万円・5 万円・10 万円

【法人向け】

⑧ 《法人》10 万円・30 万円・50 万円・100 万円 ※100 万円以上のご寄附は銘板へ記載いたします。

2. お振込み

以下の口座へお振込みください。※お名前・ご住所・お電話番号をご記入ください。

【郵便振替】

口座番号：01340-5-99900

口座名義：学校法人広島国際学院

※卒業生の方は「在籍していた学校（大学・短期大学・高等学校）」および「卒業年度」を振込用紙の通信欄に必ずご明記ください。ご記載がない場合は「一般の方」からのご寄附として取り扱わせていただきます。

※1口以上ご寄附をいただいた方で、WEB芳名録への掲載を希望されない場合は、振込用紙の通信欄に「匿名希望」とご記入ください。

※個人の方は10万円以上、団体(クラス・部活動等)は30万円以上、法人は100万円以上のご寄附をいただいた場合、銘板へのご芳名の記載が可能です。該当される方には、記載の可否についてお電話にて確認させていただきます。

※お振込みの際にご住所の記載がない場合は、受領書及び特定公益増進法人であることの証明書を お送りできませんので、住所及びお名前を明記のうえ、100kifu@office.hkg.ac.jp宛にご連絡 くださいますようお願いいたします。

3. 窓口持参

現金でのご寄附は、以下の窓口で受け付けております。

[学校法人 広島国際学院 法人本部]

〒739-0321 広島県広島市安芸区中野6丁目20-1 TEL 082-820-2382

[広島国際学院高等学校 事務室]

〒736-0003 広島県安芸郡海田町曾田1-5 TEL 082-823-3401

4. ふるさと納税「広島版『学びの変革』推進寄附金」

以前よりご案内しております「広島版『学びの変革』推進寄附金」の活用も可能です。

詳細は右記ページ (<https://www.hi.hkg.ac.jp/donation>) をご確認ください。

なお、100周年記念事業へのご寄附の場合は、自治体アンケートの指定校欄下部にある「その他への支援」にチェックを入れ、その下の記述欄に「100周年記念事業」と必ずご記載ください。

その旨の記載があった場合、1万円以上はWEB芳名録への掲載、10万円以上のご寄附については銘板への記載可否の確認をさせていただきます。

◆税制上の優遇措置

この寄附金は、広島国際学院の寄附金として税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます（4. ふるさと納税は別途処理）。

【個人の場合】

個人様のご寄付の場合、所得税の優遇制度については次のどちらか有利な方を選択いただけます。

(1) 税額控除制度：(寄付金額－2,000円)×40%を所得税額から控除

(2) 所得控除制度：(寄付金額－2,000円)×所得税率を総所得額から控除

※所得税率は課税される年間所得により異なります

なお、控除の対象となる寄付金額は、給与所得金額（総所得金額）の40%が上限です。また、(1)税額控除制度の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。

さらに、広島県または県内市町村が条例により本学院を寄附金税額控除の対象として指定している場合には、住民税の寄附金税額控除を受けることができます。詳細につきましては、お住まいの自治体へご確認ください。

【法人の場合】

企業等法人様からのご寄付の場合、次のどちらかで税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 法人税法に基づき当該事業年度の損金に寄付金全額を算入することができる「受配者指定寄付金」制度

(2) 一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で一定額まで損金算入できる「特定公益増進法人に対する寄付金」制度

◆寄附金の管理

本寄附金は、学校法人広島国際学院の寄附金として適正に管理し、目的に沿って使用いたします。

学校法人広島国際学院 法人本部

〒739-0321 広島市安芸区中野六丁目20-1 <9:00～16:00(土・日・祝日は除く)>

電話：(082)820-2345 FAX：(082)820-2373 E-mail：100kifu@office.hkg.ac.jp